

本件事故当時、計画的避難区域所在の事業所において製造業を営んでいた申立人が、営業損害（除染費用等の追加的費用）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	別紙記載のとおり
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金25,851,160円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用に関する原本の授受等

- 1 申立人は、被申立人に対し、第1項の別紙3, 4, 5, 7及び8記載の本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
- 2 申立人は、被申立人に対し、第1項の別紙3, 4, 5, 7及び8記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方公共団体等に対する請求を行わないことを約する。
- 3 被申立人は、申立人が第1項の別紙3, 4, 5, 7及び8記載の除染費用について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲内で提供することができる。

第5 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月16日

（仲介委員 若林弘樹）

（別紙）

1. 敷金	1,500,000円
但し申立人が本件事故後支出したA株式会社に対する敷金3000万円の逸失運用益相当額として	
2. 飲料水	272,160円
3. 工場除染費用	1,470,000円
4. 工場出入口エアーシャワー室	5,775,000円
5. 工場エアーシャワー設置工事	9,135,000円
6. 移動工数, 機移動工数, 機移動工数	874,000円
7. 工場改修	2,415,000円
8. 屋根修繕	4,410,000円